

埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針(案)

第1 趣旨

この指針は、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和4年埼玉県条例第33号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、埼玉県（以下「県」という。）が実施する事務事業において講ずべき合理的な配慮について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

第2 基本的な考え方

県は、全ての人があらゆる場において性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）が尊重され、安心して生活できるよう、性の多様性を尊重した社会づくりを行うという条例の基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮を行う。

第3 合理的な配慮の内容

1 制度、サービス、手続等

(1) 制度、サービス、手続等については、性別の把握又は男女別に限定した取扱いを次のア～オを除き、行わないものとする。

ア 国の法令で定められている場合

国の法令により性別を把握又は男女別に限定する必要性がある場合

イ 統計上の必要性

政策立案、評価又は分析などを行う際の基礎的なデータとなる公的統計や世論調査などの統計調査を行う場合

ウ 医療・福祉の必要性

医療、福祉を行うに当たり、性別の把握又は男女別に限定する必要性がある場合

エ 男女共同参画の推進上の必要性

男女共同参画の関連事業を行う場合

オ その他施策の実施上、必要と認められる場合

（例：男女別に実施するスポーツ競技）

(2) 性別欄の記載方法は、性別を把握する目的に応じて、次の例を参考に性の多様性に配慮したものとする。

例1 性別【 男 ・ 女 ・ () 】記入は任意です。

※選択を必須としない。任意記入の旨を記載する。

例2 性別【 男 ・ 女 ・ 回答しない 】

※回答しない選択肢を設け、さらに未記入も可とする。

2 施設・設備の整備

(1) 既存のもの

ア 可能な限り性別に関わらず利用できるエリアを設け、その旨表示を行うものとする。

(例：性別区分のないトイレについて、「誰でもトイレ」「どなたでもご自由にお使いください」などと表示する)

イ 当事者のニーズに応じ個別対応が可能か検討するものとする。

(例：当事者だけが利用できる時間帯の設定)

(2) 新設・改修の予定があるもの

性別に関わらず利用できるトイレや更衣室などの設置を検討するものとする。

第4 合理的な配慮に関する状況の進行管理

本指針に基づき、県が実施する事務事業の見直しを進めていくものとする。

1 合理的な配慮の実施状況の把握

県が実施する事務事業の合理的な配慮の実施状況を毎年度1回調査し、把握する。

2 庁内推進体制による全庁的な推進

(1) 埼玉県人権政策推進会議による進行管理

合理的な配慮の推進に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、その企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する「埼玉県人権政策推進会議LGBTQ専門委員会」などにより全庁的に推進していくものとする。

(2) 性の多様性への合理的な配慮の推進体制

庁内での合理的な配慮を効果的に推進するため、本庁各課(所・室)・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員(仮称)を設置し、職員への研修などを積極的に行うものとする。

3 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映等

事務事業の実施における合理的な配慮について、標記会議の意見を積極的に反映させていくものとする。

また、合理的な配慮の実施に当たっては、必要に応じて当事者等による助言の機会を提供するものとする。